

着工から完了までのご案内（概要）

◆◆ 工事着工前の手続き ◆◆

「工事監理者」又は「工事施工者」が未定の場合、必ず着工までに届出して下さい。
 (※届出のない場合、中間検査、完了検査の申請(引受)はできません。ご注意ください。
 (※監理者・施工者の追加・変更等された場合、事務所名称や住所等変更の場合も同様です。)

届出様式

SBC第16号様式 【名義変更届】

◆◆ 着工後の検査・手続き ◆◆

「中間検査申請」

・・・建築物に限ります。

中間検査の適用は、確認申請書三面【17】欄で必ずご確認ください！

(住宅系用途の場合、瑕疵担保保険、建設性能評価、フラット中間検査との関係にもご注意ください。)

代表的な例	特定工程の名称(参考例)	提出資料(例)※
木造2階建	軸組工法	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事
戸建住宅	枠組壁工法	屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事
RC造3階建て共同住宅	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	

※ 東京都で中間検査を行う場合は「東京都建築工事施工結果報告書」の提出、

また東京都で500㎡を超える建築物の場合は「建築工事施工計画報告書」の提出が必要となります

⇒ 中間検査に合格していない建築物の完了検査の申請(引受)は出来ません。

中間検査を怠った場合、建築士法の処分対象となる場合があります。ご注意ください。

「軽微な変更」

計画の変更は、規則第3条の2に掲げる事項のみ“軽微な変更”として扱えます。

⇒直近の検査申請時に「軽微な変更説明書」を忘れずに提出してください。

(建築物省エネ法同様 (ルートCの場合は「軽微変更該当証明書」が必要です))

「計画変更確認申請」

上記以外の変更は、当該個所の施工前に「計画変更確認申請」が必要です。

(※計画変更確認済証の交付を受けず変更箇所等の施工した場合、建築基準法違反で

処分される場合があります。ご注意ください。)

「完了検査申請」

工事完了する前に、完了検査申請書の提出をお願い致します。

⇒建築物省エネ法該当物件は「省エネ基準工事監理報告書」を同時に提出して下さい。

(※工事完了後4日以上経過した場合、指定機関は検査引受が出来ません。)

⇒検査予約は一週間前までに、申請書提出は検査日の4営業日前までに。(中間検査も同様)

⇒中間検査の免除物件は、隠ぺい部分(基礎、建て方など)の写真が必要です。

(当社その他検査で確認したものは除く)

⇒関係規定(開発許可、宅造許可、消防法など)の検査済証もご用意ください。

⇒東京都(3階以上)は「東京都建築工事施工結果報告書」(中間時提出済みの場合も必要です)

及び(建築設備のある一戸建て以外)は「東京都建築設備工事監理状況報告書」等が必要です。